

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月9日(木)午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 中央公民館4階 第3会議室

3. 出席委員(11名)

1番 安田宗義(副会長)	2番 吉川作衛
4番 蘆村雅光(副会長)	5番 森田尚子
6番 森川千鶴子	7番 福田茂(副会長)
8番 岡本和久	9番 中川眞一
10番 上田逸朗(会長)	12番 竹瀬久晴
13番 堀田雅三	

4. 欠席委員 3名 3番 石井三智子、11番 坂口洋、
14番 福田照美

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名 (2)吉川作衛 (4)蘆村雅光
第2	第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
第3	第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
第4	報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
第5	報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
第6	報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件
第7	報告4 農地法施行規則第29条第1項第16号による届出に関する件
	その他 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての照明願いに関する件
	その他 農地貸借に係る解約通知に関する件

7. 会議の概要

事務局長	ただ今より、令和5年11月総会を開催いたします。 はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。
上田会長	【挨拶】
議長（上田会長）	委員の皆様方には、お忙しいところご苦勞さまで。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。 本日の出席委員は11名であり、法定数に達しておりますので、これより令和5年11月の総会を開会いたします。 なお、3番石井三智子委員、11番坂口洋委員、14番福田照美委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、本日の議事日程を事務局より申し上げます。
事務局	はい。 【議案書の議事日程を朗読】 が、本日の議事日程でございます。
議長	これより日程に入ります。 日程第1 議事録署名委員の指名については、2番吉川作衛委員、並びに4番蘆村雅光委員を指名いたします。
議長	それでは、議題に入ります。 日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案8件でございます。 なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いします。 1番から8番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。
議長	第1号議案は、すべて小委員会にかかっております。 なお、1番から8番の説明後、一括で採決したいと思います。 それでは、1番の現地調査の結果説明を 安田副会長からお願いします。

安田副会長	1 番は、膳夫町***の田、1,213 m ² は 市立香久山小学校より西約 300m に位置し、**町の** **氏**が、**町の** **氏**より売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、**氏は新設農家でありますが、農機具は知人から借り受け、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしくお願ひます。
議 長	では、地区担当農業委員の蘆村副会長ご説明願ひます。
蘆村副会長	ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひます。
議 長	はい。では、2 番の現地調査の結果説明を蘆村副会長からお願ひします。
蘆村副会長	2 番は、城殿町***の田、915 m ² および***の田、674 m ² 、***の田、704 m ² は、大和平野土地改良区事務所より北約 100m に位置し、**町の** **氏**が、愛知県名古屋市の** **氏**より売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は、農機具も所有されていることから耕作能力があり適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしくお願ひます。
議 長	地区担当農業委員の 石井委員さんは本日欠席です。事務局、補足はありますか。
事務局	はい。事前審査では、譲受人から耕作意志が確認でき、これまでの耕作放棄地が解消されます。ご審議のほど、よろしくお願ひます。
議 長	はい。次に 3 番の現地調査の結果説明を 福田茂副会長からお願ひします。
福田茂副会長	3 番は、小綱町***の田、626 m ² および ***の田、484 m ² は 市立大成中学校より東約 100m に位置し、**町の** **氏**が、同じ**町の** **氏**外 1 名より売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は、農機具も所有され、耕作能力があることから、適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしくお願ひます。
議 長	地区担当農業委員の 竹瀬委員さん ご説明願ひます。

竹瀬委員	ただ今、福田茂副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	続いて、4番の現地調査の結果説明を 安田副会長からお願いします。
安田副会長	4番は、田中町***の田、703 m ² は 私立ともえ学園より北西約 200m に位置し、**町の** **氏、京都市山科区の** **氏より譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は、農機具も所有されており、耕作能力があることから適当であると思われるのでご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	では、この事案も事務局から補足願います。
事務局	はい。現地確認では荒らさず耕作が認められました。今後も農地利用されると聞いております。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	次の5番および6番の案件は譲受人が同じですので、5番および6番を同時に説明願います。現地調査の結果説明を 蘆村副会長からお願いします。
蘆村副会長	5番は、曲川町7丁目***の田、1,018 m ² は**町の** **氏が、**町の** **氏より売買で譲り受けられるものです。 6番は、曲川町7丁目***の田、1,014 m ² は**町の** **氏が、**町の** **氏より売買で譲り受けられるもので、JR 金橋駅より南東約 500m にそれぞれ位置しております。 小委員会で調査したところ**氏は新設農家であります。農機具は知人から借り受け、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われるのでご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	では、地区担当農業委員の 竹瀬委員さん ご説明願います。
竹瀬委員	ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	はい。次に7番の現地調査の結果説明を 福田 茂 副会長からお願いします。
福田茂副会長	7番は、五条野町***の畑、267 m ² は 市立畝傍東小学校より南約 300m

	<p>に位置し、**町の** **氏が、同じ**町の** **氏より売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は、家族で耕作されており農機具も所有されていることから、耕作能力があり適当であると思われしますのでご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>この案件も事務局から補足願います。</p>
事務局	<p>現地確認では、耕作が認められました。今後も農地利用されると聞いております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>では、8番の現地調査の結果説明を安田副会長から願います。</p>
安田副会長	<p>8番は、南浦町***の田、2,515㎡は宇陀市の** **氏が、桜井市の** **氏より売買で譲り受けられるもので、JR 香久山駅より南約1000mに位置しております。</p> <p>小委員会で調査したところ、**氏は新設農家ではありますが、親族が隣接している農地で耕作されていることや、農機具については知人から借り受け、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断でき、適当であると思われしますのでご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>では、地区担当農業委員の蘆村副会長 説明願います。</p>
蘆村副会長	<p>審査での聞き取りも実施しました。</p> <p>この農地は以前から荒れており、譲り受けられる方がしっかりと耕作又は保全管理していく意思表示がほしいところです。</p>
議 長	<p>以上で、第1号議案 1番から8番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明および小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたら願います。</p>
事務局	<p>8番について補足いたします。</p> <p>8番の南浦町***の田ですが現地調査におきまして、隣接農地へ行くには申請地を通らないと耕作できないことを確認しております。</p> <p>聞き取りの審査では代理者から説明があったのみで、本日の総会までに耕作の意思を示してほしいと代理人に伝えておりましたがその連絡がありません。</p> <p>今年の4月以降の3条の権利移転に関しましては、漠然と農地取得され</p>

	<p>る方また、代理人が申請する場合は本人の意思確認をするという申し合わせをしていますので、今の代理人だけの申し入れを本人の耕作意思がない状態で権利移動を認めるのはどうかと思われます。この案件の補足とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>この4月より下限面積が関係なくなり小委員会ではかなり吟味していただきました。ただ今の小委員会からの説明と皆さんの解釈により総会に上程させていただきました。3条の譲渡の申請を行っていただきたいのは確かでございます。その他何かご意見ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見が無いようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案の1番から8番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>ー全員挙手ー</p>
<p>議 長</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の1番から8番は許可と決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案 1件です。</p> <p>1番は、売買による所有権移転により青空資材置場に転用したいと申請されたものです。住宅、事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接している区域であり、農地の広がり方が10ha未満の区域で農地区分は第2種農地と見ております。第2種農地の転用は、申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが、申請地以外に適当な土地はなく、周辺農地に問題もないことから許可の見込みがあると思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>1番は小委員会にかかっております。蘆村副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
<p>蘆村副会長</p>	<p>1番は、一町***の田、85㎡外4筆で、合計面積は2,403㎡です。市立新沢小学校より南約600mに位置しており、今井町2丁目の株式会社田中設備が、御所市の** **氏および** **氏より売買により所有権移転し、青空資材置場に転用したいと申請されたもので、適当であると思わ</p>

<p>議 長</p>	<p>れますのでよろしくご審議願います。</p>
<p>中川委員</p>	<p>地区担当農業委員の中川委員さんご説明願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしく願います。</p> <p>以上で第2号議案 1番の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたら願います。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第2号議案 1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>－全員挙手－</p>
<p>議 長</p>	<p>全員であります。よって、第2号議案 1番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は3件でございます。</p> <p>1番は、曲川町3丁目***の田、634㎡外3筆は、JR金橋駅より北西約300mに位置しており、大和郡山市の***氏が店舗（コンビニエンスストア）として転用したいと届けられたものです。なお、隣接している農地はございません。令和5年9月29日受理しております。</p> <p>2番は、法花寺町***の田、1,020㎡および高殿町***の田、303㎡は、近鉄耳成駅より南西約300mにそれぞれ位置しており、***町の***氏が共同住宅用地として転用したいと届けられたものです。なお、地区担当推進委員の森田泰造委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和5年10月4日受理しております。</p> <p>3番は、新口町***の畑、321㎡は、近鉄新ノ口駅より北約200mに位置しており、***町の***氏が共同住宅として転用したいと届けられ</p>

<p>議 長</p>	<p>たものです。なお、地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和5年10月13日受理しております。</p> <p>以上で報告1の1番から3番の説明は終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますと思いますが如何でございますか。</p> <p>—意見なし—</p> <p>意見なしとの事ですので、報告のとおりいたす事にします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第5 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>はい。報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>1番は東坊城町***の田、931㎡は近鉄坊城駅より南西約200mに位置しています。2番は同じく東坊城町***の田、968㎡は近鉄坊城駅より南約400mに位置しております。両案件とも葛城市の** **氏が、**町の** **氏より売買で譲り受け、青空駐車場として転用したいと届けられたものです。なお、隣接している農地はございません。令和5年10月5日受理しております。</p> <p>以上で報告2の1番および2番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。如何でございますか。</p> <p>—意見なし—</p>
<p>議 長</p>	<p>意見なしとの事ですので、報告のとおりいたす事にします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第6 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>はい、農地法第18条第6項の通知に関する件の報告は1件です。</p> <p>1番は、木之本町***の田、1筆で、賃借人、**町の** **氏、賃貸人、**町の** **氏との合意解約でございます。令和5年10月10日受理しております。</p>

議 長	<p>以上で報告 3 の 1 番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので報告のとおりいたす事にします。</p>
議 長	<p>日程第 7 報告 4 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 6 号による届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 6 号による届出に関する件の報告でございますが、飯高町***の田、988 m²の内 138 m² で、市立真菅北小学校より北西約 1000mに位置しております。申請人の東京都千代田区の株式会社 NTT ドコモが携帯電話基地局を設置したいと届けられたものです。</p> <p>認定電気通信事業者が設置するもので、農地の転用の制限の例外事項であるため奈良県へ報告しました。令和 5 年 1 0 月 1 1 日 受理しております。</p>
議 長	<p>以上で報告 4 の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので報告のとおりいたす事にします。</p>
議 長	<p>その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件についてご説明します。</p> <p>1 番ですが、東坊城町***の田 1 筆は、耕作者の** **氏 外 1</p>

<p>議 長</p>	<p>名が病気の為、耕作を継続することができないとのことで、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の中谷委員さんからも適当ある旨のご報告をいただいております。</p> <p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の案件、農地貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件でございます。</p> <p>1番は、一町***の田 1,034 m² ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律において、貸人 **町の** **氏、中間管理機構の畝傍町のなら担い手・農地サポートセンター、借人 大阪市住吉区の** **氏との解約でございます。令和5年10月23日に受理しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長</p>	<p>意見なしとの事ですので報告のとおりいたす事にします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。委員各位には、慎重審議ありがとうございました。これをもって、11月の農業委員会 総会を閉会いたします。</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び橿原市農業委員会総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

橿原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 吉 川 作 衛

委 員 蘆 村 雅 光